

新型インフルエンザ等対策業務計画要旨

伊豆箱根鉄道株式会社

1. 目的及び基本方針

(1) 目的

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症）が流行した場合には、本人の感染、感染者の介護、感染を恐れての欠勤などにより、当社においても多数の職員の欠勤が想定される。本計画は、未発生期から小康期までの各段階（発生段階）における実施項目を予め定めておくことで、旅客及び役職員等の安全を確保しつつ、国民生活及び国民経済の安定に寄与する鉄道事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

(2) 基本方針

- ① 旅客、役職員、その他関係者の生命の安全確保を最優先事項とする。
- ② 感染拡大防止対策を踏まえ、国民生活及び国民経済の安定に寄与する運送事業を適切に継続する。
- ③ 常に新しい情報を収集し、発生の段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。
- ④ 発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場における感染予防に取り組む。

2. 業務計画の位置付け

(1) 本計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第9条第1項の規定に基づき、指定地方公共機関が都道府県行動計画に基づき作成が義務付けられている「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」とする。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 発生段階別の対策推進・危機管理体制

<対策本部の設置>

- ①国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生し、国や地方公共団体が新型インフルエンザ等に係る宣言を発表して国内発生早期に移行した場合は、社長は新型インフルエンザ等に対する会社の対応方針を協議するため、対策本部の設置を指示する。
- ②社長は、前項にかかわらず、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ等対策本部の設置を指示することができる。

4. 新型インフルエンザ等対策業務の内容

(1) 事業継続方針及び業務計画

- ①国内基準における各段階への移行状況や沿線における発生状況及び感染拡大防止対策を踏まえ、従業員の欠勤状況をもとに運送事業を適切に継続して実施する。
- ②駅および車内アナウンスによる感染対策（咳エチケット、うがい手洗い、発熱されている方の乗車自粛の呼びかけ等）を講じるよう啓発活動を行う。

(2) 職場における感染対策について社内規則「新型インフルエンザ等対策」に定める。

- ①発熱・咳等のある従業員の出勤停止
- ②発症者の救護、手指消毒設備の設置・マスクの着用等
- ③濃厚接触者への職場の対応
- ④来客者等への感染対策（来客対応、社屋内清掃消毒等）

5. その他

(1) 教育・訓練

- ①新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱・咳等のある従業員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等）等の教育の実施に努める。
- ②国、地方公共団体、指定（地方）公共機関および同業他社等と連携した新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めるとともに、その他訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

(2) 計画の見直し

この計画の内容については、訓練および国等が提供する情報を踏まえて、適宜検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。

以 上